

船橋市公共事業コスト縮減推進委員会設置要綱

(目 的)

第1条 公共事業のコスト縮減を推進するにあたり、関係部局相互の協力をもとに行動計画を策定する等必要な事項を検討するため、「船橋市公共事業コスト縮減推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 船橋市公共事業コスト縮減行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 公共事業コスト縮減に関する情報交換に関すること。
- (3) 公共事業コスト縮減施策の総合調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会の目的を達成するために必要と認める事項。

(組 織)

第3条 推進委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は副市長、副委員長は建設局長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を掌理し推進委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 推進委員会の会議は、必要のつど委員長が召集する。

- 2 委員長が議長となり、議事の進行及び整理する。

(幹事会の設置等)

第5条 推進委員会の所掌事項を円滑に進めるため、推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は技術管理課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要のつど幹事長が召集し、幹事長が議長となり議事の進行及び整理する。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項を調査検討及び調整する。
 - (1) 推進委員会から指示された事項。
 - (2) 推進委員会に付議すべき事項。

(3) 次条に規定する作業部会から報告された事項。

(補助組織)

第6条 推進委員会は、第2条に掲げる事項を調査、研究するため補助組織として作業部会を組織することができる。

- 2 部会員は、幹事が推薦する。
- 3 作業部会に、部会長、副部会長を置く。
- 4 作業部会の部会長及び副部会長は、部会員の中から委員長が指名する。
- 5 作業部会は、必要のつど部会長が招集し、部会長が議長となり議事の進行及び整理する。
- 6 部会長は、作業部会において調査検討した結果を幹事会に報告する。

(参考意見等の聴取)

第7条 推進委員会、幹事会及び作業部会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求め、又は会議に出席させ、参考意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、都市計画部技術管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

別表第1

委員 長	副 市 長
副 委員 長	建 設 局 長
委 員	企 画 財 政 部 長
	環 境 部 長
	都 市 計 画 部 長
	都 市 整 備 部 長
	道 路 部 長
	下 水 道 部 長
	建 築 部 長
	管 理 部 長
	地 方 卸 売 市 場 長

別表第2

幹事長	都市計画部	技術管理課長
幹事	企画財政部	政策企画課長
		財政課長
		契約課長
	環境部	資源循環課長
	都市計画部	都市政策課長
		都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長
		公園緑地課長
		飯山満土地区画整理事務所長
	道路部	道路計画課長
		道路管理課長
		道路維持課長
		道路建設課長
	下水道部	下水道総務課長
		下水道河川計画課長
		下水道建設課長
		下水道施設課長
		下水道河川管理課長
		河川整備課長
	建築部	建築指導課長
建築課長		
宅地課長		
住宅政策課長		
教育委員会管理部	施設課長	
地方卸売市場	地方卸売市場総務課長	